主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件抗告は、申立人らに対する頭書付審判請求事件について、原裁判所が、請求人代理人のうち一名に対し右事件の記録の一部(付審判請求についての検察官作成の意見書の別紙)を閲覧・謄写させる旨決定したのに対し、その取消を求めて申し立てられているものであるが、右のような決定は、訴訟手続に関し判決前にした決定に準ずるものとして、これに対し刑訴法四三三条の抗告をすることは許されない。よつて、本件申立は不適法であるから、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五六年六月二二日

最高裁判所第二小法廷

| 慶 | 宜 | 野 | 鹽 | 裁判長裁判官 |
|---|---|---|---|--------|
| 夫 | _ | 本 | 栗 | 裁判官 |
| 良 | 忠 | 下 | 木 | 裁判官 |
| _ | 梧 | 崎 | 宮 | 裁判官 |